

東浦町予定価格の事後公表に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町が実施する競争入札において行う入札執行後の予定価格の公表（以下「事後公表」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事後公表を行う競争入札は、原則として予定価格が1,000万円を超える土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び水道施設工事に係るもののうちから、事後公表を行うことが適当であると認められるものについて、東浦町入札審査会要綱に規定する東浦町入札審査委員会に諮った上で決定するものとする。

(事後公表の周知)

第3条 事後公表を行うものとした競争入札については、予定価格を事後公表とする旨を明記して入札公告を行うものとする。

(再度入札)

第4条 事後公表を行うものとした競争入札について開札した結果、落札者がいない場合は、原則としてその入札の開札日の翌日（その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、その直後のこれらの日でない日）に再度入札を行うものとする。なお、入札者は再度入札に当たっては、入札書に工事費内訳書を添付することを要しない。

2 再度入札の執行回数は、2回を限度とする。

3 再度入札を行う場合は、前回の開札の結果、予定価格を超えた入札のうちで最低価格であったものの額を、入札者に通知する。

4 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 前回の入札で無効となった入札をした者

(2) 前回の入札で最低制限価格を下回った入札をした者

(3) 前項で通知された額以上の入札をした者

(4) 前回の入札を辞退した者（前回入札をしなかった者を含む。）

(事後公表)

第5条 事後公表を行うものとした競争入札について落札者が決定したときは、速やかに入札結果と併せて予定価格の公表を行う。

2 再度入札をしたにもかかわらず、落札者がいなかったときは、予定価格の公表は行わない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。